

売却区分番号	314-7			
見積価額	¥1,340,000	公売保証金	¥200,000	
財産の表示	1 所在	国頭郡金武町字金武源原		
	地番	10780番		
	地目	畑		
	地積	438 m ²		
	持分	840分の630		
	2 所在	国頭郡金武町字金武源原		
	地番	10782番		
	地目	畑		
	地積	218 m ²		
	持分	840分の630		
		以上登記簿による表示		
	公法上の規制	都市計画区域外 農業振興地域外 建ぺい率 70% 容積率 400%		
接道状況	北西側 幅員約3m～3.5mの未舗装里道（建築基準法上の道路ではない。） ほぼ等高接面			
地盤・地勢	ほぼ平坦地			
使用状況等	第三者所有の件外未登記建物の敷地として使用			

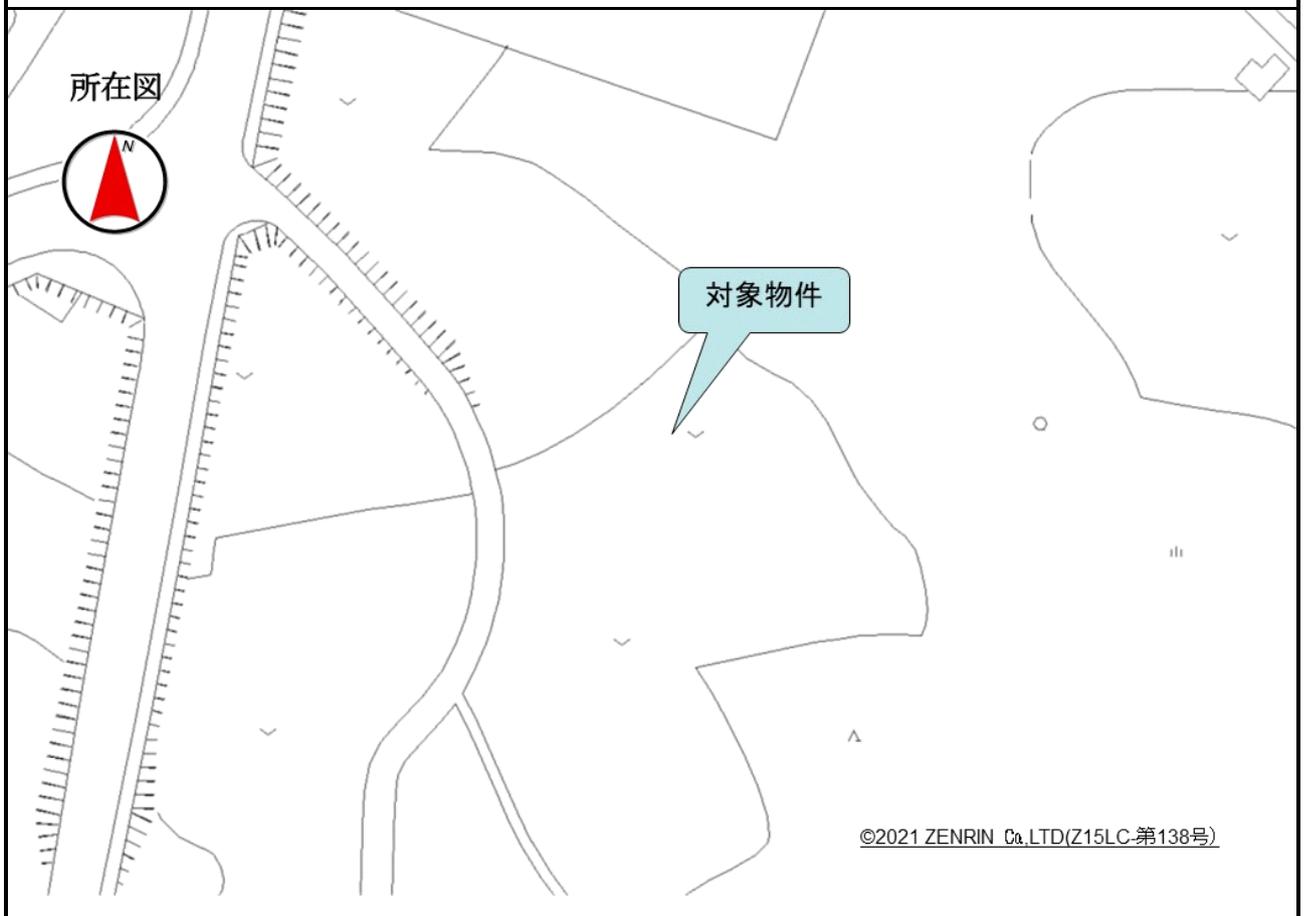
売却区分番号	314-7		
見積価額	¥1,340,000	公売保証金	¥200,000
	<p>地代（賃料）の定めはない</p> <p>貸借関係等の内容は不明</p>		
特記事項	<p>非農地につき、「買受適格証明書」の提出を要しない</p> <p>西側一部</p> <p>未舗装の通路状地として、複数の第三者の通行の用に供されている。</p> <p>境界は判然としない</p> <p>敷地内に多数の動産（貯水タンク及び農業用資材の残置物等）あり</p> <p>共有持分についての売却であるので、公売により取得したとしても完全な支配権を得たものでない。そのため、その利用等については、他の共有者と協議して決めなければならない。</p> <p>対象物件1</p> <p>北側に件外構築物あり</p> <p>対象物件2</p> <p>北東側に件外構築物あり</p>		
住居表示等	沖縄県国頭郡金武町字金武源原10780番		
その他事項	<p>公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。</p> <p>売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更される場合があります。</p>		

売却区分番号	314-7		
見積価額	¥1,340,000	公売保証金	¥200,000
	国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法による公売を行います。		
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者へ明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは、買受人の責任において行うこととなります。 ・土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。なお、国税庁のホームページ (https://www.nta.go.jp)でも確認できます。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します（不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基礎となった国税の完納等による消滅の事実を確認したときは、最高価申込者等の決定を取り消します。）。 ・権利移転及び危険負担の移転は、売却決定後買受人が買受代金を納付した時です。 		

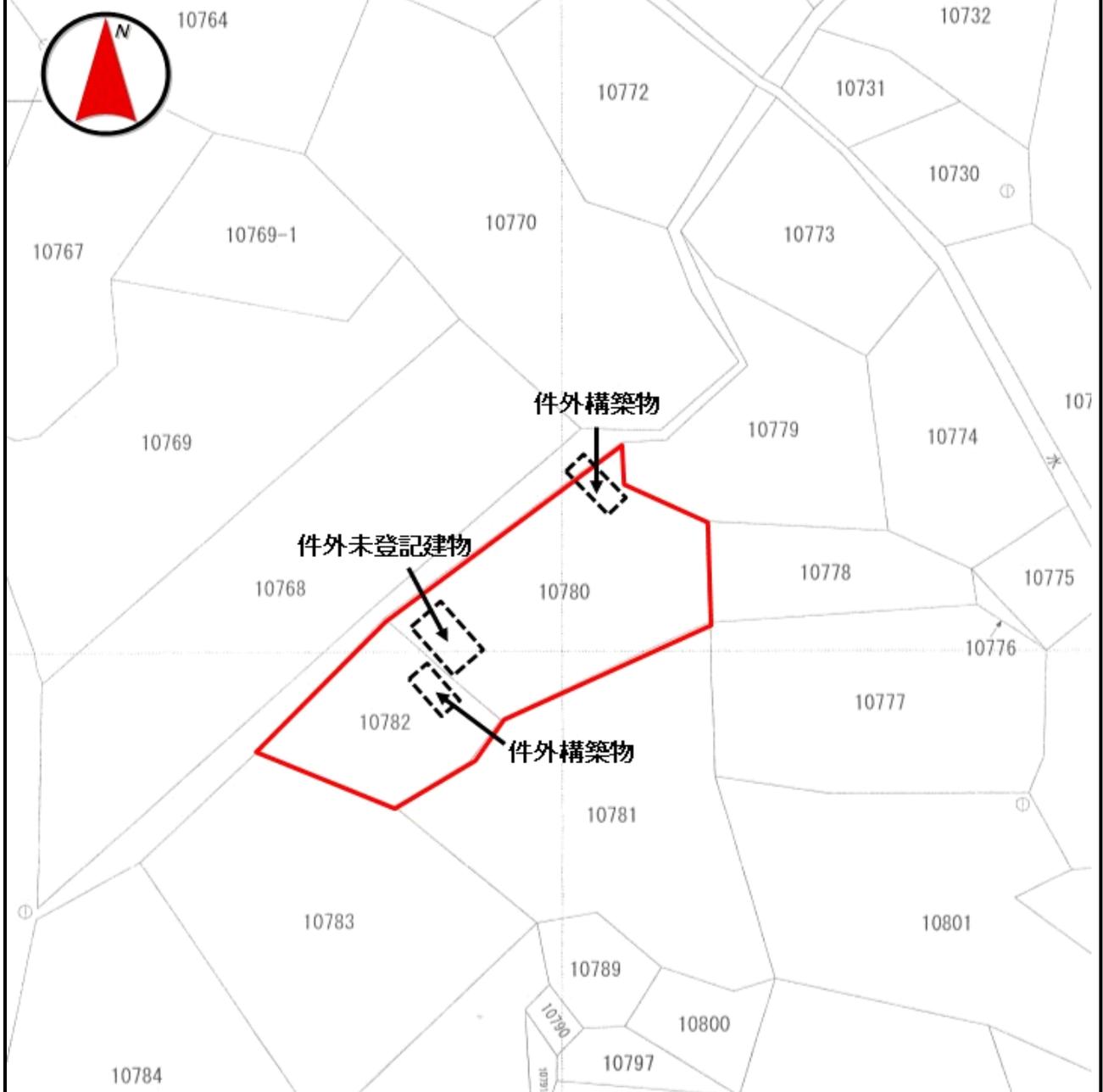
売却区分番号	314 - 7		
見積価額	¥1,340,000	公売保証金	¥200,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 ・次順位の買受けの申込みは、開札の場所で、最高価申込者の決定後直ちに行います。 		

売却区分番号

3 1 4 - 7



見取図



※建物等は、おおよその位置・形状を示している。

売却区分番号

314-7



売却区分番号

314 - 7



件外未登記建物

※動産等は公売財産に含まれません。



件外構築物

※動産等は公売財産に含まれません。